

平成 27 年度愛媛県サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修実施要綱

1 目的

この研修は、障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的として、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成 18 年 8 月 30 日付け障発第 830004 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び愛媛県サービス管理責任者研修事業指定要領に基づき実施するものである。

2 研修事業の名称 平成 27 年度サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修

3 事業の実施主体 一般社団法人愛媛県社会福祉士会

4 開講時期・実施場所・研修期間 開講（毎年度 1 回 3 日間 計 19 時間）

(1) 分野別演習等

① サービス管理責任者研修

(ア) 地域生活（知的・精神）分野《生活訓練・共同生活援助》

場所：松山市大可賀 2 丁目 1 番 28 号 アイテムえひめ多目的ホール

日時：平成 27 年 11 月 27 日（金） 9：30～17：00（受付 9:00）

平成 27 年 11 月 28 日（土） 9：00～17：00

平成 27 年 11 月 29 日（日） 9：00～17：00

(イ) 地域生活（身体）分野《機能訓練》

場所：松山市大可賀 2 丁目 1 番 28 号 アイテムえひめ多目的ホール

日時：平成 27 年 12 月 11 日（金） 9：30～17：00（受付 9:00）

平成 27 年 12 月 12 日（土） 9：00～17：00

平成 27 年 12 月 13 日（日） 9：00～17：00

(ウ) 就労分野《就労移行支援・就労継続支援》

場所：松山市大可賀 2 丁目 1 番 28 号 アイテムえひめ多目的ホール

日時：平成 27 年 12 月 11 日（金） 9：30～17：00（受付 9:00）

平成 27 年 12 月 12 日（土） 9：00～17：00

平成 27 年 12 月 13 日（日） 9：00～17：00

(エ) 介護分野《生活介護・療養介護》

場所：松山市大可賀 2 丁目 1 番 28 号 アイテムえひめ多目的ホール

日時：平成 28 年 1 月 15 日（金） 9：30～17：00（受付 9:00）

平成 28 年 1 月 16 日（土） 9：00～17：00

平成 28 年 1 月 17 日(日) 9:00~17:00

②児童発達支援管理責任者研修《障害児通所支援・障害児入所支援》

(オ) 児童発達支援管理責任者研修

場所：松山市大可賀 2 丁目 1 番 28 号 アイテムえひめ多目的ホール

日時：平成 27 年 12 月 18 日(金) 9:30~17:00 (受付 9:00)

平成 27 年 12 月 19 日(土) 9:00~17:00

平成 27 年 12 月 20 日(日) 9:00~17:00

(2) 分野別演習等の中から 1 分野を選び受講 (複数分野受講不可)

5 研修カリキュラム及び講師

別紙 1~3 参照

6 研修修了の認定・修了証書交付

(1) 研修全課程を修了した者には、修了証書 (サービス管理責任者研修：別紙4、児童発達支援管理責任者研修：別紙5) を交付する。

(2) 受講の確認は、研修期間中の各日において、所定の受付場所での出席を確認する。欠席または 30 分以上の遅刻又は早退等をした場合、その理由にかかわらず修了証書を交付しない。

(3) 愛媛県において研修を修了した者についての名簿を作成して管理する。

7 受講対象

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者

(1) 障害者総合支援法に基づく、次に掲げる障害福祉サービスを提供する指定障害者福祉サービス事業者等においてサービス管理責任者として従事しようとする者

- ①生活介護、②療養介護、③自立訓練(機能訓練)、④自立訓練(生活訓練)、
- ⑤就労移行支援、⑥就労継続支援(A型)、⑦就労継続支援(B型)、⑧施設入所支援、
- ⑨共同生活援助

(2) 児童福祉法に基づく、次に掲げる障害児通所支援又は障害児入所支援を実施する事業者等において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

- ①児童発達支援、②医療型児童発達支援、③放課後等デイサービス、
- ④保育所等訪問支援、⑤福祉型障害児入所施設、⑥医療型障害児入所施設

8 受講手続

(1) 募集時期 平成 27 年 10 月 2 日(金) ~平成 27 年 10 月 23 日(金) 必着

- (2) 募集方法 各事業所設置法人に開催通知を送付するほか愛媛県社会福祉士会ホームページに掲載し、募集する。
- (3) 申込方法 各事業所設置法人又は各事業所が受講申込書（様式 103 号）を別に定める期限までに郵送する。郵送先は一般社団法人愛媛県社会福祉士会事務局とする。
- (4) 受講者の定員 250 名
- (5) 受講者の決定及び通知 受講日の 2 週間前までに受講の可否を各事業所に書面で通知する。

9 受講料等

- (1) 受講料 15,000 円（テキスト代を含む。）
- (2) 納入方法 受講料は、受講日当日に支払うこととする。
- (3) 受講料の返還
納入された受講料は、原則返還しない。また、7 (2)により修了証書を交付しない場合においても返還しないものとする。
- (4) 欠席者の受講料の徴収
愛媛県社会福祉士会が実施したサービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修において受講料を納入し欠席した者が次年度に受講する場合に限り、受講料を徴収しない。

10 その他

- (1) 受講決定者は、事前課題として個別支援計画を提出する。個別支援計画提出の締切りは受講する分野別専門研修の初日の7日前の消印有効とする。
- (2) 研修開催により本会が知り得た個人情報は、適正に管理し、他の目的には使用しない。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行するものとする。